

武蔵野大学 新型コロナウイルス感染予防に関するガイドライン

令和3年3月22日

武蔵野大学

目次

はじめに

1. 新型コロナウイルス感染症拡大防止策の基本方針
2. 教職員・学生が遵守すべき基本的予防策
3. 武蔵野大学における感染拡大防止策
4. キャンパス入構許可と動線
5. 教室等の利用および受講時の対応
6. 施設利用
 - (1) 移動時の密集回避
 - (2) 学生食堂、フードコート
 - (3) 図書館
 - (4) PC教室
 - (5) 学生ホール
7. 就職活動
8. 課外活動
9. 寮における生活
10. 海外渡航
 11. 海外からの帰国（入国）
 12. 感染が疑われる場合、濃厚接触者となった場合、感染と診断された場合等について学生及び教職員の感染拡大防止対応
 13. 大学における感染者等が発生した場合の対応

<参考情報>

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

文部科学省 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.12.3 Ver.5)

https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf

はじめに

学生、教職員、関係者の皆様

武蔵野大学は仏教精神を基盤とした人格教育のもと、人命に関わる問題に強い意識を持ち続けています。一人ひとりの命を救うという観点に立てば、新型コロナウイルス感染の脅威は予断を許さない状況にあります。新型コロナウイルスとの共存を図りながら教育研究を推進していくため、注意深く感染防止対策を講じた上で対面授業を実施していきます。学生・教職員の皆様におかれましても、無症状で感染している可能性を想定し、感染しない・感染させない行動の徹底をお願いいたします。引き続き、自覚と責任のある適切な行動を大学関係者全員に求めます。ご理解とご協力をお願いいたします。なお、本ガイドラインは今後の状況の変化を踏まえ、必要に応じて内容を更新していきます。

1. 新型コロナウイルス感染症拡大防止策の基本方針

- ・ 学生をはじめとする本学関係者の感染リスク回避をはかる
- ・ 感染拡大を最小限にとどめる社会的責務を果たす
- ・ 本学学生が被る教育面での損失を最小限にとどめ、できる限りこれまでと同様の教育を届ける

2. 教職員・学生が遵守すべき基本的予防策

「感染しない・感染させない」行動を徹底するようお願いいたします。個人による感染予防が最も重要で、各対策に繋がります。

- ・ 不要な外出や夜の会食・懇親会、人混みの多い場所を避けるようにしてください。
- ・ 毎朝の検温を習慣づけ、自身の体調を確認してください。外出の際は「[外出前チェックシート](#)」を必ず利用し、発熱や風邪症状がある場合は外出を控えてください。
- ・ マスクは常時着用してください（必要に応じてフェイスシールドを併用）。入構時にマスクを忘れた場合は構内の売店で購入し着用してください。
- ・ 小まめな石鹸による手洗い、手指消毒を徹底してください。
- ・ ソーシャルディスタンス（1m程度）の確保に留意してください。
- ・ 大声での会話や飲食を伴う会話は控えてください。
- ・ 3密（密集、密接、密閉）の回避に留意してください。
- ・ 公共交通機関では必ずマスクを着用し、会話を控え、他人と一定の距離を保つなど周囲に配慮してください。特に知人等との会話には最大限注意してください。
- ・ 発熱や体調不良がある場合は外出を控え、休む旨を連絡し安静にしてください。また、必要に応じて病院で受診し、その結果を下記に知らせてください。

<学 生>感染が疑われる体調不良や感染と診断された場合：所属キャンパスの保健室

<教 員>所属部署（学科長）および人事課（もしくは学部事務課）

※教員が体調不良等により、休講等が生じる場合は学務課・武蔵野学務室へも連絡

<職 員>所属部署（所属長）

○新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の活用

COCOA とは、新型コロナウイルスの陽性者と接触（その人の利用しているスマートフォン同士が、おおむね1m以内の距離で15分以上の近接した状態にあった場合）した場合に通知を受け取ることができる厚生労働省新型コロナウイルス接触確認アプリです。アプリの利用者が増えることで、感染防止効果が高くなることが期待されますので、積極的に活用し感染拡大の防止に努めてください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

3. 武蔵野大学における感染拡大防止策

- ・ 職員は在宅勤務や交代勤務により、職場の3密回避に努めています。
- ・ 外出前チェックシートによる外出前の検温・体調確認をお願いしています。
- ・ 消毒液を原則として各施設の出入口、各フロア及びトイレ等に設置しています。
- ・ 入構可能な門を限定し、サーマルカメラによる検温と、学生証で入構記録を残しています。
- ・ 共用部は定期的に清掃し、教室はドアノブや照明スイッチなど触れる頻度が高い部分は消毒清掃を行っています。
- ・ 空調による換気や窓や出入口等の開放により、建物内の空気の入れ替えを行っています。
- ・ 授業中の飛沫感染防止のため、教員や学生間の距離は1mを目安に確保しています。また、実験・実習等、通常教室以外で授業を行う場合は、1m程度の間隔を空けるのに相当する効果のある措置を講じて、飛沫感染防止に取り組んでいます。
- ・ 事務窓口にはビニールシート等を設置し、飛沫防止に努めています。
- ・ 食堂、フードコート、学生ホールは座席数を限定し、ソーシャルディスタンスの確保に努めています。また、座席によってはアクリル板を設置し、飛沫防止策を行っています。

4. キャンパス入構許可と動線

学生、学外関係者については、各キャンパスの入構動線を限定し、検温所にてサーマルカメラによる発熱のスクリーニングの上、キャンパス内へ入構していただきます。検温所では現在、大学授業日（平日）の8時30分～16時30分の時間帯でスタッフが常駐しております。

なお、キャンパスに入構の際は、必ずマスクの着用をお願いします。

<検温所での対応内容>

- ①サーマルカメラによる発熱者のスクリーニング及び学生証による入構記録
 - ②スクリーニングで発熱の疑いのある者は呼び止め、非接触体温計で再検温（設定体温 37.5 度）を実施
 - ③再検温の結果、37.5 度以上の場合は帰宅を指示
- ※ 教職員及び施設管理に係るスタッフについては、外出前の検温・体調チェックを必ず行い、入構時にはサーマルカメラによる検温を必ず行ってもらうこととしています。
 - ※ 平日夜間、土曜・日曜・大学休業日は検温所にスタッフがおりません。外出前の検温・体調チェックを行い、検温所を利用する際は検温結果を確認し、37.5 度以上の場合は帰宅してください。
 - ※ 自転車での通学・通勤の場合は、指定された駐輪場を使用し、決められた動線で体温チェックを行ってください。

5. 教室等の利用および受講時の対応

- ・ 授業中の飛沫感染防止のため、教員や学生間の距離は1mを目安に確保しています。
- ・ 座席間隔を確保するために使用できる座席を指定し、教室等に掲出しています。
- ・ 実験・実習等、通常教室以外で授業を行う場合は、1m以上の間隔を空けるのに相当する効果のある措置を講じて、飛沫感染の防止に取り組んでいます。
- ・ 教室等への入室前後には、フロア備え付けの消毒液で手指消毒を行っています。
- ・ 教室等の使用者は、天候や利用用途に鑑み、可能な範囲で窓や扉を常時又は一定の時間間隔で開放し、換気を行っています。また、二酸化炭素濃度計を各教室に設置しており、換気の状態を可視化できるようにしております。

- ・ 授業中は必ずマスクを着用し、また私語や大声での会話を控えてください。
- ・ 学生との会話・発声の頻度が多くなるケースなど、必要に応じて教員が「フェイスシールド」を使用する場合があります。
- ・ 対面授業の前後に、学内でオンライン授業を受講する必要がある学生には、受講用の教室を案内します。なお、原則として学生自身が十分に充電されたパソコン及びイヤホンマイク等を持参して、学内 Wi-Fi 環境の整備された指定の教室で、オンライン授業を受講してください。
- ・ 対面で実施する授業においては、事情により通学が難しい学生に対して、オンラインやその他の方法（実施日を変更して対面実施等）で学修を続けられるよう配慮した対応を行います。

6. 施設利用

(1) 学生食堂、フードコート

- ・ 学生食堂、フードコートを利用する前及び利用した後は、必ず手洗いをお願いします。手洗いができない場合は建物内設置のアルコール消毒液で手指の消毒を行ってください。
- ・ 利用時は隣席との距離を十分にとり、人との間隔を取るよう心がけてください。
- ・ 食事中は会話を控えてください。また、食事中以外はマスクを着用してください。
- ・ 食事の終了後は長時間同じ空間に滞在することなく、速やかに退出するようにしてください。
- ・ 食事利用のために、昼休み時間には指定の教室等を開放します。除菌シート等を配布しますので、各自での机の消毒にご協力ください。

(2) 図書館

- ・ 座席数を減らして午前午後の2部制といたします。間で清掃時間を設けます。
- ・ 入館者数が一定数を超えるなど、混雑状況により入館制限を設ける場合があります。
- ・ 全館サイレントゾーンです。閲覧席は間隔を離して設置しています。席を移動しての使用、会話しながらの学修は厳禁です。
- ・ 館内では常にマスクを着用してください。
- ・ 入館時と、館内 PC を使用する前には備え付けの消毒液で手指の消毒をお願いします。
- ・ 朝昼夕方に適宜清掃を行っています。
- ・ 視聴覚資料室、ラーニングコモンズ等一部利用できない箇所があります。
- ・ 状況により、予約制入館を行うことがあります。

(3) PC教室

- ・ 登校時にオンライン授業を受講するために必要な PC を持参することが難しい事情のある学生は、PC 教室のパソコンを利用することができます（授業利用のない時間に限る）。なお、ヘッドセットなどは各自で準備いただく必要があります。

武蔵野キャンパス：100 席程度、有明キャンパス：30 席程度

(4) 学生ホールの利用

- ・ 学生ホールについては、人数制限を設け、座席の間隔を広く取り、間仕切りを設置する等、感染防止策を講じています。喫食や休憩場所として利用可能です。食事以外ではマスクを着用し、大声での会話は避けるよう留意してください。また、椅子やテーブルの移動はしないでください。

7. 就職活動

就職・キャリア支援課（室）では、場合により原則 Web と対面を使い分けて就職活動生を中心とした全学生に対して支援を実施します。キャリアアドバイザー相談は、現状の感染状況に鑑み Web にて行っておりますが、対面も可能とする場合には MUSCAT 等でお知らせします。各種講座等は Web を基本とし、

感染の状況に留意しながら一部対面で実施します。

<就職・キャリア支援課（室）の利用について>

- ・ 就職・キャリア支援課（室）にお越しになっての利用は、本ガイドライン全体の内容に沿って感染防止対策を徹底すると共に、課（室）内での資料閲覧等にあたっては三密を避け、短時間の利用にご協力をお願いします。不明点は就職・キャリア支援課（室）にお問い合わせください。

<就職活動について>

就職活動のために外出する場合は、日ごろからの健康観察を行った上で、十分に感染予防の対策も行ってください。

<インターンシップへの参加について>

インターンシップにおける学外での活動を実施する場合は、以下の点に留意してください。

- ・ インターンシップ先（活動の対象となる企業や自治体等）の指示に従い、インターンシップ先のガイドラインや感染防止策等を遵守してください。
- ・ インターンシップ中も、日々の健康観察を行った上で、体調の変化がある場合はインターンシップ先に相談して指示を仰いでください。また、自身が新型コロナウイルスに感染した時、感染者との濃厚接触が判明した時、37.5℃以上の発熱・体調不良時には、インターンシップ先及び大学に報告してください。
- ・ 授業科目「インターンシップ1」「インターンシップ2」（就職・キャリア支援課が事務局となる全学対象のもの）を通して実習先に派遣される場合は、事前に教員や事務局からの指導を遵守してください。また、各学科における「インターンシップ」科目においては、各学科の指導に従ってください。
- ・ 武蔵野大学の学生として、本ガイドライン全体の内容に沿って行動の上、インターンシップに参加するようにしてください。

なお、就職・キャリア支援課（室）の開催するイベントやガイダンスの詳細はMUSCAT、MUC（MU就活情報サイト）、MU就活アプリで発信しています。大学からの情報をうまく活用してコロナ禍でもスムーズに就職活動が進められるよう一緒にがんばりましょう。

○MUC(MU就活情報サイト)

<https://www.musashino-u.ac.jp/student-life/career/06.studentPage/>

※IDとパスワード検索方法

MUSCAT>受信メッセージ検索>「キーワード」をカタカナで「ムック」と入力>メッセージを検索

○MU就活アプリ

ダウンロードは以下URLから（IDパスワードは上記MUCと同様です）

<https://www.musashino-u.ac.jp/student-life/career/06.studentPage/012.tool/app.html>

8. 課外活動

学内・学外問わず、事前に大学に活動申請書類を提出し、規模・内容を考慮し十分な感染予防・感染拡大防止策を講じることができる団体に限り、学生部長の許可のもと活動を認めます。

<主な遵守事項>

- ・ 活動の再開を希望する団体は、活動にあたっての感染対策をまとめ、「活動申請書類」を武蔵野学生支援室に提出する必要があります。
- ・ 各自、日々の体温・体調を記録し、体調不良の者は活動に参加しないでください。
- ・ 参加は個人の意思を尊重し、強要しないでください。

- ・ 対面活動の申請にあたり、以下について保証人に説明し、参加の承諾を得てください。
 - (ア)活動内容
 - (イ)活動実施にあたっての感染防止策
- ・ 申請対象になる活動は以下の通りです。
 - ① 団体の理念・活動方針に即した活動
 - ② 十分な感染防止策が策定され、実施可能な環境下での活動
- ・ 対象外となる活動は以下の通りです。
 - 合宿や遠征等の宿泊を伴う活動、食事会、コンパ、懇親会、打ち上げ

9. 寮における生活

(1) 小平学生寮

- ・ 玄関や浴場等、共用部分等の清掃・消毒を毎日行っています。
- ・ 食堂は座席数を減らして、密にならないようにしています。
- ・ 寮内で体調不良者が出た場合は、エリアを分けて生活できるよう、ゾーニングを行いますので、必ず守って生活してください。
- ・ 個人による感染予防を行ってください(ガイドライン 2. 教職員・学生が遵守すべき基本的予防策)。
- ・ 外部での飲食への参加は控えてください。
- ・ 実家以外での外泊を控えてください。
- ・ 自室を中心とした生活を心がけてください。
- ・ 体調が悪い時は、本ガイドライン 12 に従って行動してください。

(2) 葛西国際寮

- ・ 国際交流ラウンジ 2 は終日閉鎖します。国際交流ラウンジ 1 については設置してある電子レンジ、電気ポット等の使用に限り利用が可能です。食事や自学習については自室内で行ってください。
- ・ 国際交流ラウンジ等の共用部については定期的に清掃・消毒を行っています。
- ・ 外出先から寮に入る際は、エントランスで手指の消毒をし、居室以外の館内ではマスクの着用をしてください。
- ・ 寮内で感染の疑いがある学生がいる場合、エレベーターの使用や国際交流すべてのラウンジの閉鎖等の制限などを行います。制限をする場合は寮生に連絡をしますので指示を守り、生活をしてください。

10. 海外渡航

原則、学生・教職員の海外渡航は禁止とします。

留学生でやむを得ず海外渡航が必要な場合は、国際課に報告をし、「一時帰国・海外渡航届」を提出して下さい。「一時帰国・海外渡航届」については MUSCAT の電子キャビネットを確認してください。

教職員で、やむを得ず海外渡航が必要な場合は、事前に必ず所属長へ報告の上、許可を得てください。既に渡航中で発熱や咳等の症状が出た学生・教職員は、まず現地医療機関で受診をしてください。受診結果について、学生は所属キャンパス保健室、教職員の方は所属部署(所属長)及び人事課に速やかに報告をしてください。受入れ期間終了の協定留学生については、国際課の指示に従ってください。

11. 海外からの帰国(入国)

帰国(入国)時には以下のことを徹底してください。

海外から再入国・入国・帰国する際は、日本人・外国人に限らず、原則として、以下の手続きが必要です。

14日間の待機期間が終了するまでは、大学のキャンパス、葛西国際寮・小平学生寮等の関係施設に来ることがないように注意してください。

1. 搭乗予定航空便の出発時刻前 72 時間以内に PCR 検査を受け、「陰性」であることを証明する「検査証明書」を取得すること。
(ア)「検査証明書」に関する詳細は、厚生労働省 HP の以下のページを確認すること。
(イ)https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html
2. 日本入国後の待機場所（自宅またはホテル等）を出国前に確保すること。
3. 到着する空港から待機場所までは公共交通機関を利用できません。事前にハイヤー等の移動手段を確保すること。
4. 日本に入国後、空港で PCR 検査を受けること。
5. 入国の次の日から起算して 14 日間（入国日から 15 泊が必要）、自宅等で待機すること。
6. 自主隔離期間中は経過観察期間として体調と体温を記録してください。入念に体調の観察を行うとともに、やむを得ない場合以外は自宅に滞在し、他人との接触を避けて自宅で過ごしてください。

※日本の水際対策について、必ず事前にご自身で政府（外務省、法務省等）の最新情報を確認して下さい。水際対策は予告なく変更になる場合もあります。

外務省HP（水際対策の強化に係る措置について）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html#section2

厚生労働省HP（水際対策に係る新たな措置について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

※新規入国の方は、大学の担当部署（留学生の方は国際課）からの案内に従ってください。入国には、大学発行の誓約書が必要となります。

【その他注意事項】

- ・ 日本への帰国（入国）時に発熱や咳等の症状がある場合には、必ず空港等の検疫官に自己申告を行ってください。また、学生は所属のキャンパス保健室、教職員の方は所属部署（所属長）及び人事課に速やかに報告をしてください。
- ・ 滞在した地域、日本への帰国・入国日、その時点の健康状態について、学生は所属のキャンパス保健室、教職員の方は所属部署（所属長）及び人事課に速やかに報告をしてください。報告内容：発熱・咳症状の有無、解熱剤、咳止めの薬の服用等
- ・ 渡航中に発熱や咳等の症状が出た学生・教職員で、医療機関を利用した場合は受診結果について、学生は所属キャンパス保健室、教職員の方は所属部署（所属長）及び人事課に報告をしてください。

12. 感染が疑われる場合、濃厚接触者となった場合、感染と診断された場合等について

- ・ 感染が疑われる（発熱等の症状がある）場合は、「[健康観察票](#)」の記載を開始し、登校はせず、外出を控えるとともに、手洗い・咳エチケットを徹底し、感染の拡大防止につながる行動をとるよう心がけてください。
- ・ 体調が優れない場合は、医療機関、または国や自治体の相談窓口で電話連絡のうえ、指示に従ってください。

- ・ 学生は「[授業欠席配慮について](#)」を確認し、①感染が疑われる、②濃厚接触者となった、③感染と診断された、場合には、所属キャンパスの保健室に速やかに報告をしてください。夜間及び休日は有明キャンパス管理センター又は武蔵野キャンパス門衛所に連絡してください。
- ・ 教員は学科長及び人事課へ、職員は所属長へ速やかに報告をしてください。

<相談窓口>

新型コロナウイルスに係る厚生労働省コールセンター 0120-565-653 (9時～21時、土日祝含む)

東京都発熱相談センター 03-5320-4592 (24時間対応、土日祝含む)

お住まいの都道府県の相談センター (自治体により名称が異なります)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html

<武蔵野大学保健室>

平日 8時45分～17時

有明キャンパス (電話) 03-5530-7342

武蔵野キャンパス (電話) 042-468-3234

メール 両キャンパス共通 kenko@musashino-u.ac.jp

<夜間及び休日の大学連絡先>

有明キャンパス管理センター (電話) 03-5530-7724

武蔵野キャンパス門衛所 (電話) 042-468-3171

<教職員の方>

人事課 (有明キャンパス 1号館 6階) 03-5530-7372 (10時～15時) jinji@musashino-u.ac.jp

<留学等>

留学・派遣プログラムについては、担当課の指示に従ってください。

13. 大学における感染者等が発生した場合の対応

学内関係者 (学生・教職員) が感染者等になった場合は、以下のとおり対応します。

(1) 感染者の状況確認

学生や教職員の感染が判明した場合には、医療機関から本人や保護者に診断結果が伝えられるとともに、医療機関から保健所にも届出がなされます。感染者本人への行動履歴等のヒアリングは、保健所が行なうこととなります。また、当該学生、教職員が学内に入構していた場合、保健所が大学において、感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等の調査を行うので、大学も協力することとなります。

当該感染者の症状の有無、構内での行動履歴、接触者の情報、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、保健所と十分相談した上、閉鎖の必要性の有無、必要があれば閉鎖する範囲、期間を決定します。

(2) 感染者等の出席等の停止について

- ・ 学生が①感染が疑われる、②濃厚接触者となった、③感染と診断された場合には、出席停止の措置 (学校保健安全法の規程による) をとります。
- ・ このことを理由とする授業の欠席が本人の不利益とならないように担当教員に配慮を依頼します。

- ・ 新型コロナウイルス感染症は現在、指定感染症とされており、第一種感染症の出席停止期間が適応となります。登校の許可については、医師の指示に従ってください。
- ・ 濃厚接触者の出席停止期間の基準は、感染者と最後に接触した日から起算して14日間とされていますので、詳しくは保健所の指示に従ってください。
- ・ 教職員が感染または濃厚接触者に特定された場合には、有給休暇の取得や在宅勤務等により出勤させない措置を講じます。

（３）感染者等が発生した場合の授業・課外活動の中止判断について

大学は当該学生が受講した授業または参加した課外活動について、感染状況、行動履歴、保健所の指示等を踏まえ、継続または中止の判断を行います。

（４）構内の消毒について

学生や教職員の感染が判明した場合には、保健所の指導に基づき、必要に応じて消毒作業等の処置を行います。

以 上